

中間前金払制度の導入について

本町におきましては、公共工事の適正な履行確保と建設事業者の資金調達の円滑化を図ることを目的として、令和元年11月1日から「中間前金払制度」を導入します。

1. 中間前金払制度の概要

中間前金払制度は、土木建築に関する工事において当初の前払金（請負代金額の40%以内）を支払った後、施工の中間時期に一定の要件を満たしている場合は、請負代金額の20%以内を追加して支払うことができる制度です。

部分払に比べて工事出来高検査などに伴う事務手続きが軽減されます。

2. 中間前金払の対象となる工事

当初契約時の請負代金額が100万円以上（消費税額を含む）の土木建築に関する工事です。

3. 中間前払金の使途

前払金と同様に中間前払金に関する保証契約に定める範囲内で当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃貸料、機械購入費（当該工事において償還される割合に相当する額に限る）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費に限られます。

4. 中間前払金の額

【通常の契約分】

当初契約時の請負代金額の20%以内の額。ただし、当初の前払金の額との合計額が当初契約時の請負代金額の60%を超えないこととし、算出した中間前払金額の1万円未満の端数は切捨てとします。

【債務負担行為に係る契約分】

当初契約時の当該年度の出来高予定額の20%以内の額。ただし、当該年度の当初の前払金の額との合計額が当初契約時の当該年度の出来高予定額の60%を超えないこととし、算出した中間前払金額の1万円未満の端数は切捨てとします。

5. 中間前金払の認定要件

当初の前払金を支払った後、中間前払金を請求する場合は、次の要件を全て満たすことが必要となります。

【通常の契約分】

- (1) 既に当初の前払金（請負代金額の 40%以内）の支払いを受けていること。
- (2) 工期の 2 分の 1 を経過していること。
- (3) 工程表により工期の 2 分の 1 を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- (4) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が契約金額の 2 分の 1 以上の額に相当するものであること。

【債務負担行為に係る契約分】

- (1) 既に当該年度に係る当初の前払金（当該年度の出来高予定額の 40%以内）の支払いを受けていること。
- (2) 当該年度の工事実施期間の 2 分の 1 を経過していること。
- (3) 工程表により当該年度の工事実施期間に 2 分の 1 を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- (4) 既に行われた当該年度における工事に係る作業に要する経費が当該年度の出来高予定額の 2 分の 1 以上の額に相当するものであること。

6. 支払いの条件

公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）の規定に基づく保証事業会社の中間前払金に関する保証証書を添付した上で請求を行うことが条件となります。

7. 中間前金払と部分払の関係

部分払をした後にあっては、中間前金払をすることができません。また、中間前金払をした後にあっては、部分払をすることができません。

ただし、中間前金払をした場合においても、債務負担行為に係る工事における各年度の出来高予定額（最終年度に係るものを除く。）に係る当該年度末の出来高に対する部分払及び繰越に係る工事における年度末の部分払については、当該年度に出来高に対して部分払をすることができるものとします。

8. 中間前金払の手続きの流れ

- (1) 認定要件確認の請求
 - ・受注者は、中間前金払の認定要件を全て満たすことを確認の上、発注者（工事担当課）に下記の書類を提出してください。
 - ①中間前払金認定請求書（第 44 号様式）
 - ②工事履行状況報告書（中間前払金認定申請用）（第 45 号様式）
- (2) 認定要件の確認

- ・発注者（工事担当課）は、受注者から申請書類の提出があったときは、速やかに当該工事が中間前払金の認定要件を満たしているかを調査します。なお、本調査は、当該工事の監督職員が行うこととし、認定の要件を「工事履行状況報告書（中間前払金認定申請用）（第 45 号様式）」により確認できるものとします。
- ・発注者（工事担当課長）は、調査の結果が妥当と認めるときは、「中間前払金認定調書（第 46 号様式）」を作成し、受注者に交付します。

(3) 保証事業会社へ保証の申込み

- ・「中間前払金認定調書（第 46 号様式）」の交付を受けた受注者は、保証事業会社に中間前払金に関する保証の申込みを行います。具体的な申込み方法等は保証事業会社でご確認ください。
- ・保証事業会社の審査後、受注者に対して中間前払金に関する保証証書及び保証約款が発行されます。

(4) 中間前払金の請求

- ・中間前払金の請求にあたっては「中間前払金支払請求書（第 47 号様式）」に保証証書及び保証約款を添付し、発注者（工事担当課）へ提出してください。
- ・提出書類の受理後、発注者（工事担当課）は、支出に係る手続きを行い、受注者の指定する金融機関に中間前払金を振込みます。

その他

令和元年 11 月 1 日以降に契約締結する工事から適用します。